



2026年5月22日

各 位

会 社 名 ニ プ ロ 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 山 崎 剛 司
(コード番号：8086 東証プライム)
問 合 せ 先 取 締 役 総 務 人 事 本 部 長 中 村 秀 人
(TEL 06-6310-6910)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり、「定款一部変更の件」を2026年6月26日開催予定の当社第73期定時株主総会に付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

新たな経営体制の構築に即して、株主総会および取締役会の運営に柔軟性を持たせるため、株主総会および取締役会の招集権者および議長の定めに関し、所要の変更を行うものです。

また、2025年6月開催の第72期定時株主総会において、剰余金の配当の決定機関を取締役会とする体制としたことを踏まえ、配当事務の円滑化を図るべく、基準日に関する定めを設けるとともに、語句の修正、規定の明確化を図る観点から、所要の変更を行うものであります。

なお、当該変更は、従来の剰余金の配当等の決定機関を変更するものではありません。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2026年6月26日(予定)
定款変更の効力発生日	2026年6月26日(予定)

以上

【別紙】

(下線は変更箇所を示します。)

現行定款	変更案
<p>(招集権者および議長)</p> <p>第15条 当社の株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長</u>がこれを招集し議長となる。<u>取締役社長</u>に事故または差し支えあるときは、取締役会であらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。</p>	<p>(招集権者および議長)</p> <p>第15条 当社の株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>あらかじめ取締役会が定めた取締役</u>がこれを招集し議長となる。<u>当該取締役</u>に事故または差し支えあるときは、取締役会であらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。</p>
<p>(員数)</p> <p>第19条 当社の取締役は、<u>20</u>名以内とする。</p>	<p>(員数)</p> <p>第19条 当社の取締役は、<u>10</u>名以内とする。</p>
<p>(取締役会の招集)</p> <p>第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>代表取締役</u>が招集し議長となる。<u>代表取締役</u>に事故または差し支えあるときは取締役会であらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。</p> <p>2. (記載省略)</p> <p>3. (記載省略)</p>	<p>(取締役会の招集)</p> <p>第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>あらかじめ取締役会が定めた取締役</u>が招集し議長となる。<u>当該取締役</u>に事故または差し支えあるときは取締役会であらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。</p> <p>2. (記載省略)</p> <p>3. (記載省略)</p>
<p>(剰余金の配当等)</p> <p>第38条 当社は、<u>会社法第459条に基づき</u>、剰余金の配当、その他の剰余金の処分については、取締役会の決議によってこれを行うことができる。</p>	<p>(剰余金の配当等)</p> <p>第38条 当社は、剰余金の配当、その他の剰余金の処分等<u>会社法第459条第1項各号に掲げる事項</u>については、取締役会の決議によってこれを行うことができる。</p>
<p>(中間配当)</p> <p>第39条 当社は、<u>取締役会の決議によって毎年9月30日現在の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第39条 <u>当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</u></p> <p>2. <u>当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。</u></p> <p>3. <u>前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p>